○大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例

昭和48年９月29日

条例第26号

（目的）

第１条　この条例は、子ども、妊産婦及び重度心身障害者に対して、医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、これらの者の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もつて子ども、妊産婦及び重度心身障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　子ども　出生の日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者

（２）　妊産婦　妊娠５月に達する日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌月末日までの者

（３）　重度心身障害者　次の各号のいずれかに該当することになつた日の属する月の初日から該当しなくなつた日の属する月の末日までの者

ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第１項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（同項ただし書に規定する保護者が交付を受けているときは、本人）で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が１級又は２級のもの

イ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第３条の規定により特別児童扶養手当を支給されている者が監護又は養育する同条に定める要件に該当する障害児で同法第２条第５項に規定する障害等級の１級に該当するもの

ウ　国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により同法に規定する障害基礎年金を支給されている者（同法の規定により支給を一時停止されている者を含む。）で同法第30条第２項に規定する障害等級の１級に該当するもの

エ　児童相談所又は知的障害者更生相談所において重度の知的障害児（者）と判定された者

オ　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）に規定する特別障害給付金を支給されている者で障害の程度が国民年金法に規定する障害等級の１級に該当するもの

（４）　監護者　現に次条に規定する受給者を監護している者

（５）　保護者　監護者、親権を行う者及び後見人その他の者

（６）　医療保険各法　健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（７） 保険証　被保険者証、組合員証又は被扶養者証等保険給付を受けるために発行された証

（８） 医療費　医療保険各法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他医療に関する法律等の規定による医療に要する費用の額

（９） 医療機関等　健康保険法第63条第３項第１号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局、同法第88条第１項に規定する指定訪問看護事業者又はこれに準ずる者

（受給者）

第３条　受給者は、大船渡市に住所を有する子ども、妊産婦又は重度心身障害者であつて、医療保険各法に規定する被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

（受給者の制限）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則で定めるものについては、この限りでない。

（１） 妊産婦については、本人又はその監護者（以下この号において「本人等」という。）の前年の所得（１月から７月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）が、本人等の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに本人等の扶養親族等でない子どもで本人等が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第９条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第２条の４第２項に定める額に規則で定める額を加えた額（前々年の所得については前年の同項に定める額に規則で定める額を加えた額とする。以下同じ。）以上である者

（２） 重度心身障害者については、次のア又はイに該当する者

ア　本人の前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第７条に定める額に規則で定める額を加えた額を超える者

イ　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又は民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が扶養親族等の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条の規定に基づき特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第８条第１項に定める額に規則で定める額を加えた額以上である者

２　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、同項第１号については児童扶養手当法施行令第３条及び第４条の規定の例により、同項第２号については特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第８条第２項から第４項までの規定の例による。

（給付の額）

第５条　給付の額は、受給者に係る医療費について、医療機関等の診療報酬明細書（訪問看護療養費

明細書を含む。）又は医療保険各法に定める療養費支給申請書ごとに、医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により受給者が負担すべき額（国又は地方公共団体の負担により給付される額を除く。以下「受給者負担額」という。）から、入院外に係る医療費については1,500円、入院に係る医療費については5,000円を控除した額に相当する額とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費及び高額介護合算療養費（以下「高額療養費等」という。）が算定される場合においては、受給者負担額は、当該合算した額から高額療養費等を控除した額を一部負担金等の額に応じて按分することにより算定した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、受給者負担額に相当する額とする。

（１）　受給者が、出生の日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある場合

（２）　受給者及び監護者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合

３　入院に伴う給付の額にあつては、前２項の規定により算定された額から当該食事療養標準負担額相当額及び生活療養標準負担額相当額を控除した額とする。

（受給者証の交付申請）

第６条　この条例による給付を受けようとする者は、あらかじめ市長に対して、規則の定めるところにより、子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

（受給者証の交付）

第７条　市長は、前条の規定により交付の申請があつた場合において、この条例による給付を受ける資格（以下「受給資格」という。）があると認めたときは、受給資格を認めた者に対し、規則の定めるところにより受給者証を交付するものとする。

（受給者証の再交付）

第８条　受給者又はその保護者（以下「受給者等」という。）は、前条の規定により交付された受給者証を破損又は亡失したときは、市長に対し受給者証の再交付を申請することができる。

（受給者証の提示）

第９条　受給者等は、受給者が医療を受けようとする場合には、医療機関等に保険証とともに受給者証を提示するものとする。

（給付の申請）

第10条　受給者等は、医療機関等に医療保険各法に規定する一部負担金を支払つた上で、市長に対し

て、この条例による給付の申請をするものとする。

２　前項の規定にかかわらず、受給者のうち子ども又は妊産婦が医療機関等で受給者証を提示して医療を受けた場合には、給付の申請があつたものとみなす。

（給付の決定）

第11条　市長は、前条による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第５条の規定による額を当該受給者等に給付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定による申請については、市長は、その内容を審査し、適当と認めたときは、第５条の規定による額を、当該受給者等に代わり、受給者が医療を受けた医療機関等に支払うことができる。この場合において、当該支払をしたときは、当該受給者等に給付があつたものとみなす。

（届出の義務）

第12条　受給者等は、受給者証に記載されている事項その他規則で定める事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき又は給付事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（給付の制限）

第13条　市長は、受給者等が受給者の疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、その額の範囲内において、給付を要する費用の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（受給権の保護）

第14条　この条例による給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（不正利得の返還）

第15条　市長は、偽りその他の不正行為により、この条例による給付を受けた者があるときは、その者から、既に給付した金額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第16条　この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

１　この条例は、昭和48年10月１日から施行する。

２　三陸町の編入の日前に旧三陸町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（昭和48年三陸町条例第22号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（昭和49年10月２日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月１日から適用する。

附　則（昭和50年11月26日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和57年12月23日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和58年３月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の大船渡市乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和58年２月１日以降の受療から適用する。

附　則（昭和59年12月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、昭和59年10月１日以後の受療分から適用する。

附　則（平成元年３月25日条例第８号）

１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大船渡市乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成６年９月26日条例第15号）

１　この条例は、平成６年10月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大船渡市乳児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成７年３月20日条例第４号）

１　この条例は、平成７年８月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成９年９月26日条例第17号）

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例第２条の規定は、平成９年４月１日から適用する。

附　則（平成10年６月24日条例第14号）

１　この条例は、平成10年８月１日から施行する。

２　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成13年11月14日条例第71号）

この条例は、平成13年11月15日から施行する。

附　則（平成14年９月25日条例第32号）

１　この条例は、平成14年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成14年12月24日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年３月18日条例第４号）

1　この条例は、平成15年８月１日から施行する。

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成16年９月17日条例第17号）

1　この条例は、平成16年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日条例第22号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年９月26日条例第27号）

1　この条例は、平成18年10月１日から施行する。

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成20年３月13日条例第８号）

1　この条例は、平成20年４月１日から施行する。

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同月前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成22年９月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月18日条例第12号）

（施行期日）

1　この条例は、平成25年10月１日から施行する。ただし、第２条第８号の改正規定（「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分に限る。）は、平成25年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の大船渡市乳幼児、児童、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成28年６月21日条例第29号）

（施行期日）

１　この条例は、平成28年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月16日条例第９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成29年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（平成31年３月22日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成31年８月１日から施行する。ただし、第２条第１号の改正規定及び第５条第２項第１号の改正規定は、平成31年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例（以下「新条例」という。）第２条第４号、第４条第１項第１号及び第10条第２項の規定は、平成31年８月１日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

３　新条例第２条第１号及び第５条第２項第１号の規定は、平成31年10月１日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（令和２年３月19日条例第11号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

附　則（令和５年６月20日条例第15号）

（施行期日）

１　この条例は、令和５年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の大船渡市子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の規定は、

この条例の施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。